
苫小牧市上下水道部広報事業委託業務

プロポーザル ヒアリング実施要領 及び評価基準書

令和4(2022)年 3月18日

苫 小 牧 市

上下水道部広報事業
委託業者選定委員会

目 次

1. 本書について	2
2. 選定委員会の設置	2
3. 受託候補者の選定方法	2
4. 受託候補者の選定手順	3
5. 配点比率及び点数	4
6. 各評価項目の採点方法	
(1). 評価基準	
①. 選定委員向けヒアリング評価	5
7. 合計評価点の算出方法	7
8. 提案審査での留意点	
審査で失格となる場合について	8

1. 本書について

本書は、苫小牧市が公募する『苫小牧市上下水道部広報事業委託業務』の提案者から提出されたものについて、最も優れた提案をした受託候補者を選定するための方法を定めるものである。

2. 選定委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び選定は、苫小牧市上下水道部広報事業委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して行う。

3. 受託候補者の選定方法

当市の、『苫小牧市上下水道部広報事業委託業務』に係る受託候補者選定については、プロポーザル方式公募型とし、ヒアリングの選定委員会（選定委員または選定委員会事務局）による評価点選定と当市が指定する『苫小牧市上下水道部広報事業委託業務仕様書』に準じた、提案事業者から提案を受ける『企画提案書』『提案価格書』を、一定基準により評価・採点する『合計評価点選定方式』とする。

プロポーザル方式

業務委託の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者より、当該業務に係わる実施方針、技術提案等に提案を受け、ヒアリングを実施した上で、該当提案の審査及び評価を行い、該当業務の履行に最も適した受託候補者を特定する方式

公募型

参加する事業者を公募し申込みをした事業者のうち、参加資格要件等に適合する者から提案を受け、受託候補者を特定する方法

4. 受託候補者の選定手順

(1). 資格審査(第1段階)

選定委員会は応募者が提出した資格審査申請書類について、公告した公募型プロポーザル手続きの参加資格の審査を行う。

なお、参加資格要件を満たさない応募者は失格として、その旨を通知する。

－資格要件－

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・ 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。また、本市の市税に滞納がないこと。
- ・ 市内に本社、支店又は営業所若しくは事業所を有する法人事業者であること。
- ・ 当市の物品購入等競争入札参加資格登録業者名簿の「9. 看板・広告」に登録されていること。
- ・ 参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により指名停止されていないこと。

(2). 本審査・ヒアリングの実施(第2段階)

【本審査】

選定委員会は、プロポーザル評価基準書に定めた評価基準に基づき、応募者が実施するプレゼンテーション等及び提出された『企画提案書』『提案価格書』の審査・評価を行い、受託候補者の選定を行う。

なお、本審査にあたり応募者が多数であった場合、『企画提案書』による書類審査を実施し、3社程度に選考する場合がある。

本審査では、全ての項目による評価・採点を含めた合計評価点による最終選考を実施し、応募者の順位付けを行い、最も高得点の応募者を受託候補者として選定する。

①. 選定委員向け『ヒアリング』に基づく評価（企画提案書、提案価格書評価も含む）

本審査にて、合計点数が同得点の場合、『提案価格書』を除く評価項目『5. 企画提案内容』の合計得点が高い方の応募者を受託候補者として選定する（さらに同得点の場合はいくじ引きとする。）。

【ヒアリングの実施】

ア 実施年月日・会場

令和4年4月27日（水）に苫小牧市役所にて行うものとするが、開始時間及び実施場所はヒアリング対象者に別途通知する。

イ その他

- ①. ヒアリングは一者ずつの呼び込み方式で行い、一者の持ち時間は30分以内（提案説明20分、質疑応答10分）とし、ヒアリングは非公開とする。
- ②. ヒアリングの内容は、提出のあった内容に基づくものとし、資料の追加提出や説明途中であっても、時間の延長は認めない。また、提案者からの質問は認めない。
- ③. ヒアリングにおいては、企画提案書では説明が難しい点やアピールしたい点について行うこと。この説明は、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。また、プロジェクター及びスクリーンは当市で用意可能だが、その際はあらかじめ上下水道部総務課に連絡すること。パソコン等その他機材については提案者が用意すること。
- ④. ヒアリングの説明者は補助者を含めて2名までとする。
- ⑤. 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び選定から除外する。
- ⑥. 選定委員会の委員が、評価採点を行う。

5. 配点比率及び点数

(1). 配点比率及び内訳

各評価基準に基づく評価の全体配点比率及び内訳は以下のとおりとする。

- ①. **事業内容の理解に関する項目**（評価合計点数：省略）
事業内容の理解度や実施計画について総合的に判断する。
- ②. **提案価格に関する項目**（評価合計点数：省略）
価格の適正性を見積りの内容について判断する。
- ③. **受託者の適正に関する項目**（評価合計点数：省略）
事業の運営体制、必要な知識、人員、セキュリティ面について総合的に判断する。
- ④. **仕様発注に関する項目**（評価合計点数：省略）
上下水道部広報誌「水だより」原稿の編集及び構成を依頼するにあたり他の実績の可否により安心した業務発注が可能か判断する。
- ⑤. **企画提案に関する項目**（評価合計点数：省略）
事業のイメージアップ広報、水道水やボトルドウォーターの販売促進、デジタル情報ツール等を活用した情報発信、学齢期向けの事業の学習に係る広報、中・長期的な広報事業案の作成等の内容について総合的に判断する。
- ⑥. **事業全体に関する項目**（評価合計点数：省略）
事業全体を通して企画提案の内容について総合的に判断する。

No.	評価(採点)内容	配点(点)	比率	評価者
1	事業内容の理解に関する項目	省略	省略	選定委員
2	提案価格に関する項目	省略	省略	選定委員
3	受託者の適正に関する項目	省略	省略	選定委員
4	仕様発注に関する項目	省略	省略	選定委員
5	企画提案に関する項目	省略	省略	選定委員
6	事業全体に関する項目	省略	省略	選定委員
合計		300	100%	

6. 各評価項目の採点方法

(1). 評価基準

評価項目ごとに評価点(6段階評価)と重要度を設定し、評価点に重要度を乗じた点数を得点とする。評価(採点)基準については、下記[評価採点表]のとおりとする。

[評価採点表]

No.	評価(採点)基準	配点
1	非常に優れている	省略
2	優れている	省略
3	想定した水準である	省略
4	低い水準である	省略
5	非常に低い水準である	省略
6	採点不可(不適合)	省略

*1. 採点不可に関しては、評価項目に該当していない場合など、提案ではその評価内容を行うことが出来ない場合に、採点不可として取り扱うことがある。

①. 選定委員向けヒアリング評価

提案事業者からのプレゼンテーションにより、事業内容の理解、企画提案等に関する説明・質疑による評価を行う。

委託選定委員会選定委員長、選定副委員長、選定委員により、提案事業者からのプレゼンテーションの説明、企画提案書、質疑内容から、評価(採点)内容の全項目について採点を行う。評価(採点)内容については、下記[配点内訳表]のとおりとする。

[配点内訳表]

No.	評価項目	評価(採点)内容	最高配点	重要度	
1	本業務に関する考え方	仕様書に基づき、業務目的や業務内容を理解した提案になっているか	省略	省略	
		事業計画が実現可能かつ実効性がある提案になっているか	省略	省略	
		過去5年以内の、本業務と類似した業務の受託実績は、十分なものであるか	省略	省略	
2	見積額の内容	適正な価格設定になっているか	省略	省略	
		見積額に具体性があるか	省略	省略	
3	受託者の適正	運営体制として人数の適正性及び事業に必要な知識・認証はあるか	省略	省略	
		セキュリティ対策に必要な知識・認証があるか	省略	省略	
4	[事業①] 上下水道部広報誌「水だより」原稿の編集及び構成	代表的な広報誌等の編集実績があるか	省略	省略	
5	企画提案内容	[事業②] 水道・下水道事業のイメージアップに係る広報	幅広い年齢層の参加が期待できるイベント企画となっているか	省略	省略
		新型コロナウイルス感染防止対策が具体的かつ効果的に講じられ、安心して参加できるような実施体制となっているか	省略	省略	
		市民ニーズ調査による本事業へのさらなる理解や利用促進に期待ができる内容となっているか	省略	省略	
		不測の事態により、イベント開催が困難な状況であっても実施できる代替案となっているか	省略	省略	
		イメージアップ広報としてイメージアップにつながっているか	省略	省略	
		[事業③] 「苦小牧の水道水」の利用促進に係る広報	事業①、②で実施する企画との連動が効果的になされているか	省略	省略
		水道水の利用を促進することが期待できる内容となっているか	省略	省略	
		とまチョップ水のモンドセレクション最高金賞受賞(仮)後に係る企画が効果的な方法となっているか	省略	省略	
		とまチョップ水に係る提案内容が実施体制及び販売促進の効果が期待できるか	省略	省略	
		[事業④] デジタル情報ツール等を活用した通年の情報発信	幅広い年齢層に伝わるデジタル情報媒体やPR方法が採用されているか	省略	省略
		上下水道の現状や取組内容などの効果的なPRが期待できるか	省略	省略	
		定期的な発信と発信内容の広がり期待できるか	省略	省略	
		[事業⑤] 学齢期向けの水道・下水道事業の学習に係る広報	事業②で実施する企画との連動が効果的になされているか	省略	省略
		上下水道について、小学生が楽しみながら学習し、理解を深めることができる内容となっているか	省略	省略	
子どもへの学習意欲を促進するような工夫がなされているか	省略	省略			
[事業⑥] 中・長期的な広報事業案の作成	動画の尺、内容、映像イメージは適切か	省略	省略		
6	事業全体	次年度(令和5年度)以降においても継続的な広報活動による効果が見込まれるか	省略	省略	
		営業課窓口におけるイメージアップが期待できるか	省略	省略	
		企画提案の内容に創意工夫があり、十分に練られたものと感じられるか	省略	省略	
		提案する内容をわかりやすく説明しているか	省略	省略	

7. 合計評価点の算出方法

評価点は、各委員が評価項目ごとに評価し（300 点満点/人）、全委員（7名）の得点の合計をもって当該提案者の総得点（2,100 点満点）とする。

また、総得点 1,050 点（欠席した委員がいる場合は、参加した委員の数×100 点）を最低基準点とし、これを超える者がいない場合及び全委員が採点不可（不適合）と判断した項目があった場合は、該当者なしとする。

提案者が 1 者のみであっても、企画提案の内容の審査を行い、上記最低基準点を超える場合は、契約候補者とする。

8. 提案審査での留意点

審査で失格となる場合について

- ・仕様書に定める最低限の要件を満たしていない提案は、評価採点に関わらず失格とする。
- ・当市が指定する仕様及び提案内容としている要件と著しく相違している場合は、評価採点に関わらず失格とする。
- ・提案される業務範囲が、当市が指定する仕様の範囲を満たさない場合は、評価採点に関わらず失格とする。